

随意契約理由書

本工事は、南河内郡千早赤阪村千早地内の大阪府民の森ちはや園地において、自然公園利用者の安全を確保するために、台風被害で被災した歩道およびその周辺施設を復旧する歩道基礎整備工一式（補強土壁設置工・排水整備工（一式）ほか）を実施するものである。

本工事は、ちはや園地再整備（30）工事として平成30年12月19日に開札を実施したが、応札者1者のため取りやめとなった。その後、設計・積算を見直し、ちはや園地再整備（31）工事として再度公告を実施したが、応札者1者のため取り止めとなった。

以上のことから、本工事は、さらなる設計・積算の見直しが困難な状況で、これ以上広告入札を継続しても入札の成立が期待できないことから、株式会社東和興業と地方自治法施行令第167条の2第1号第8号に基づく随意契約を締結する。